

飯田市議会議員一般選挙

投票日 令和7年4月20日(日) 告示日 4月13日(日)

午前7時から午後8時(※上村・南信濃地区は午後7時まで)

投票できる方

下記の要件を満たし飯田市の選挙人名簿に登録された方

- ①日本国民であること
- ②投票日現在で満18歳以上の方(平成19年4月21日以前に生まれた方)
- ③令和7年1月12日以前に飯田市に住民登録し、引き続き市内に居住している方

投票所入場券

有権者のいる各世帯には投票所入場券が送付されます。入場券は圧着ハガキで、内側に同一世帯4名までの入場券が印刷されています。ご自分の入場券を切り取って投票所にお持ちください。

投票所入場券は、投票所での投票が円滑に行われるよう、選挙執行のお知らせを兼ねてお送りします。

投票所入場券が届いていない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できます。

投票所入場券は、令和7年3月21日までの住民異動届に基づいて作成します。

投票所の変更 下記の投票所は前回選挙(R6衆議院総選挙)から投票所が変更になります

投票区	前回の投票所	今回の投票所
第5投票区	飯田東中学校体育館	東野公民館
第11投票区	飯田市こども発達センターひまわり	新井コミュニティ消防センター
第12投票区	飯田コアカレッジ	松尾公民館
第19投票区	小野子下多目的集会施設	小野子大昭館
第49投票区	下山区福祉センター	下山区民会館

※上記以外に投票所の変更があった場合は飯田市のウェブサイトでお知らせします。

期日前投票 投票日に仕事、冠婚葬祭、レジャー等で都合がつかない方は、期日前投票を利用することができます

場所	期間	時間
●飯田市役所C棟 1階市民協働サロン	4月14日(月)から 4月19日(土)まで	午前8時30分から 午後8時まで
●竜丘公民館 ●伊賀良公民館 ●上郷公民館	4月15日(火)から 4月18日(金)まで	午前10時から 午後8時まで
●上村公民館 ●南信濃地域交流センター	4月17日(木)から 4月18日(金)まで	午前10時から 午後6時まで
●飯田短期大学 【出張型期日前投票所】	4月16日(水)	正午から午後3時まで

入場券裏面の「期日前投票宣誓書」に記入して投票所へお持ちください。期日前投票宣誓書の用紙は期日前投票所にも用意しておりますので、投票所でも記入できます。

※期日前投票最終日(4月19日(土))は混雑が予想されます。可能な方は、できるだけ4月19日(土)より前にお越しください。

※期日前投票は表のどの期日前投票所でも投票できますが、投票日当日(4月20日)は投票所入場券に記載された投票所での投票になります。

次の場合には不在者投票を利用することができます

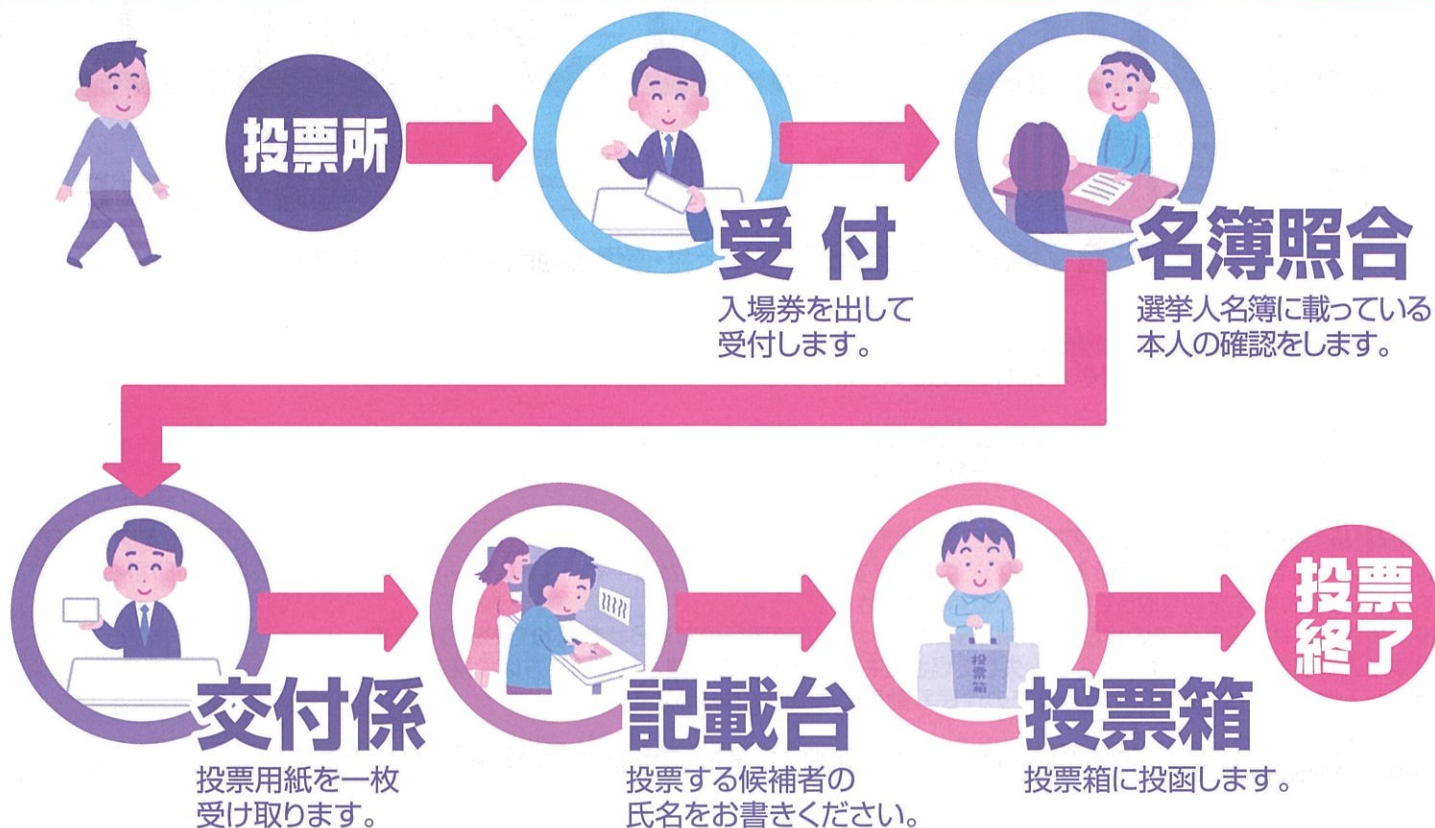
- 滞在先の市区町村での不在者投票
出張や旅行・学業などで選挙期間中飯田市以外の市区町村に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票を行うことができます。専用の書類が必要となりますので、飯田市選挙管理委員会へご連絡ください。
(ながの電子申請サービスを利用した投票用紙のオンライン請求が可能です。)
- 指定病院等での不在者投票
入院されている病院や入所されている老人ホーム等が不在者投票の指定施設であれば、施設内で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所されている施設の事務所にお尋ねください。
- 郵便等による不在者投票
身体に重度の障がいがある方で一定の要件に該当する方は、郵便等による不在者投票を行うことができます。事前に郵便等投票証明書の交付を受けている必要があります。

詳しくは飯田市選挙管理委員会までお問い合わせください。

不在者投票の手続きには郵送等の期間が必要ですので、お早めにお問い合わせください。

投票の順序

投票所で職員が順次説明します



選挙公報は4月16日以降に 新聞折り込みでお届けします

信濃毎日・中日・朝日・読売・日本経済・毎日・産経の朝刊を購読されていない世帯で、選挙公報の郵送を希望される場合は、飯田市選挙管理委員会へご連絡ください。選挙公報は、市役所・各自治振興センター・公民館・郵便局（簡易局を除く）・新聞販売店・一部のコンビニエンスストア（ローソン）にも配置しますので、必要な方はご利用ください。また、市ウェブサイトにも掲載しますのでご覧ください。

こどもと一緒に選挙にいこう！

選挙権のない満 18 歳未満のこどもも、有権者の同伴があれば投票所へ入場できます。

こどもの頃に親と一緒に投票に行ったことのある人は、大人になってからの投票率が高いという調査結果もあります。親子連れ投票は、こどもの将来の投票につながります。



有権者の皆さんの清き一票で、明るい未来を作りましょう！

家族の会話の中から、それぞれの世代がもつ選挙や政治に対する率直な思いが見えてきます。4月20日の投票日に向けて、そしてその先の未来に向けて、家族同士で政治について話し合うきっかけにしてください。

○選挙運動に関する陣中見舞いについて

告示日から選挙期日までの選挙運動期間中の陣中見舞いは個人から候補者への選挙運動に関する寄附とみなされます。一個人から一候補者への選挙運動に関する寄附は年間 150 万円以内で、物品または金銭・有価証券でもできます。ただし、選挙運動において飲食の提供をすることは禁止されていますので陣中見舞いとしてお酒など飲食物を届けることはできません（ただし、日常用いられている程度の湯茶やお茶うけ程度の菓子は認められています）。

なお、企業・労働組合などの団体は、候補者に対して寄附することはできません。

